

訪問介護 利用料金表

(1)訪問介護 1回につき

利用者負担金は、介護保険関係法令で定める次の介護給付費の1割又は2割を負担していただきます。

	時間区分	訪問介護費	自己負担額(1割)
身体介護	20分未満	1,650円	165円
	20分以上 30分未満	2,450円	245円
	30分以上 1時間未満	3,880円	388円
	1時間以上 1時間30分未満	5,640円	564円
生活援助	20分以上 45分未満	1,830円	183円
	45分以上	2,250円	225円
	身体介護に引き続き 20分以上 45分未満	670円	67円
	身体介護に引き続き 45分以上 70分未満	1,340円	134円
	身体介護に引き続き 70分以上	2,010円	201円
加算	イ. 夜間(18:00-22:00)・早朝加算(6:00-8:00)	25%	
	ロ. 深夜加算(22:00-6:00)	50%	
	ハ. 二人体制加算	200%	
	ニ. 初回加算	2,000円	200円
	ホ. 緊急時訪問介護加算	1,000円	100円
	ヘ. 生活機能向上連携加算	1,000円	100円

注1)訪問介護加算

- ニ. 「初回加算」とは、新規に訪問介護計画を作成した利用者に対して、初回に実施した訪問介護と同月内に、サービス提供責任者が、自ら訪問介護を行う場合又は他の訪問介護員等が訪問介護を行う際に同行訪問した場合に加算されます。
- ホ. 「緊急時訪問介護加算」とは、利用者やその家族等からの要請を受けて、サービス提供責任者がケアマネージャーと連携を図り、ケアマネージャーが必要と認めたときに、サービス提供責任者又はその他の訪問介護員等が居宅サービス計画にない訪問介護(身体介護)を行った場合に加算されます。
- ヘ. 「生活機能向上連携加算」とは、訪問リハビリテーション実施時にサービス提供責任者とリハビリテーション専門職が、同時に利用者宅を訪問し、両者の共同による訪問介護計画を作成する場合に加算されます。

(2)介護予防訪問介護 1か月につき

利用者負担金は、介護保険関係法令で定める次の介護給付費の1割又は2割を負担していただきます。

1週間あたりの利用回数	1ヶ月あたりの利用料	自己負担額(1割)
介護予防訪問介護費(Ⅰ) 1回程度	11,680 円	1,168 円
介護予防訪問介護費(Ⅱ) 2回程度	23,350 円	2,335 円
介護予防訪問介護費(Ⅲ) 2回を越える回数	37,040 円	3,704 円
ニ. 初回加算	2,000 円	200 円
ハ. 生活機能向上連携加算	1,000 円	100 円

注2)介護予防訪問介護加算

- ニ. 「初回加算」とは、新規に訪問介護計画を作成した利用者に対して、初回に実施した訪問介護と同月内に、サービス提供責任者が、自ら訪問介護を行う場合又は他の訪問介護員等が訪問介護を行う際に同行訪問した場合に加算されます。
- ハ. 「生活機能向上連携加算」とは、訪問リハビリテーション実施時にサービス提供責任者とリハビリテーション専門職が、同時に利用者宅を訪問し、両者の共同による訪問介護計画を作成する場合に加算されます。

※介護職員処遇改善加算(介護・介護予防共通)

当月における全体サービス料に4.8%を乗じた金額が加算されることになっております。したがって、ご利用者様の自己負担額はその1割相当となっておりますので、御了承下さい。